

地域公共交通確保維持改善事業費補助事業実施要領の一部改正（R6 補正予算②（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト））

地域公共交通確保維持改善事業費補助事業実施要領の一部を次のように改正する。

次の表の左欄の内容を加える。なお、（参考）欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する追加附則に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、（参考）欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を追加附則欄に掲げるもののように改め、追加附則欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

追加附則	（参考） 令和5年度補正事業における記載
<p>附 則（令和6年3月21日 国総地第142号、国鉄事第804号、国自旅第363号、国自技環第208号、国海内第179号、国空事第1135号）</p> <p>1. 施行期日 この要領の改正は、令和5年度第一次補正予算から施行する。</p> <p>2. 交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画 （略）</p>	
<p>附 則（令和7年2月21日 国総地第173号、国自旅第292号）</p> <p>1. 施行期日 この要領の改正は、令和6年度第一次補正予算から施行する。</p> <p>2. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト （1）交付決定の変更の軽微な変更 交付要綱附則（令和7年2月21日）第9条に定める軽微な変更は、</p>	<p>附 則（令和6年3月18日 国総地第134号）</p> <p>1. 施行期日 この要領の改正は、令和5年度第一次補正予算から施行する。</p> <p>2. 共創・MaaS実証プロジェクト （1）交付決定の変更の軽微な変更 交付要綱附則（令和5年3月28日）第9条に定める軽微な変更は、</p>

以下の通りとする。

- ・補助対象経費の区分、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合。
- ・補助対象事業の内容に変更が生じない場合であって、「事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等」、「サービス提供のために必要となる車両の導入・改造、配車アプリ等のシステム開発・導入、運転者募集等に要する経費」、「地域における交通の維持・活性化を図る事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両導入・改造に要する経費」、「実証事業に要する経費」、「モビリティ人材育成に関する取組実施経費」、「MaaSの推進に要する経費」、「労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費（「交通空白」解消緊急対策事業の実施における有識者・実務家等の招聘費・派遣費用を含む）、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱、水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金（「交通空白」解消緊急対策事業の実施における有識者・専門家等の招聘費用を含む）、広告費、その他事業の目的を遂行するために特に必要であると大臣が認める経費（公租公課等）」、「補助金の執行事務、進捗状況のフォローアップ、地域公共交通に係る取組の調査、周知及びPRに要する経費」の各費目・経費内における流用をしようとするとき。

以下の通りとする。

- ・補助対象経費の区分、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合。
- ・補助対象事業の内容に変更が生じない場合であって、「事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等」、「地域における交通の維持・活性化を図る事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費」、「実証事業に要する経費」、「モビリティ人材育成に関する取組実施経費」、「労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱、水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業の目的を遂行するために特に必要であると大臣が認める経費（公租公課等）」、「補助金の執行事務、進捗状況のフォローアップ、地域公共交通に係る取組の調査、周知及びPRに要する経費」の各費目・経費内における流用をしようとするとき。